

議会の議決すべき定期借地権の設定に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

議会の議決すべき定期借地権の設定に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権で同法第22条から第24条までの規定のいずれかの適用を受けるものをいう。）の設定で、その敷地面積が1件2,000平方メートル以上のものについては、議会の議決すべき事件とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

定期借地権の設定について議会の議決すべき事件とするため、制定するものである。